

事務事業名	障害児通所支援事業			担当	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり			増補版施策名			
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援			■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市子ども・子育て支援事業計画 真岡市障害者計画 真岡市障害福祉計画・真岡市障害児福祉計画				事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	障害者総合支援法、児童福祉法、真岡市障害児福祉サービス利用者負担金助成事業実施要綱					☒ 単年度繰返（開始年度平成18年度～）		
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費		☐ 期間限定複数年度（年度～年度）		
事業概要	療育の必要な在宅の障がい児を対象とする「児童発達支援」（日常の基本的な動作指導や集団生活への適応訓練など）と、障がいのある就学児を対象とする「放課後等デイサービス」（学校事業終了後または休業日において、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流など）等を行う。 障がい児等が地域で障がいの特性に応じた支援が受けられるようにすることを目的としている。 利用者は、サービスの1割を負担する（事業所へ支払う）が、平成21年10月から、市の単独事業により、障がい児の保護者の利用者負担を全て無料とする施策が実施されている。 国県負担金 国1/2・県1/4							

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）			⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
30年度実績 申請を受けて、障がい児等の状況を調査し、障害の状況や家庭環境を基に支給期間・支給量・利用者負担額を決定する。受給者証の交付を受け保護者が事業所と契約してサービスを開始する。 （平成30年度末の市内事業所数：児童発達支援7、放課後等デイサービス9）									
31年度計画 前年度と同様									
</									

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	平成18年10月から、障害者自立支援法に基づく介護給付の1つのサービスとして実施することとなった。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成21年10月から、市の要綱により、障がい児の保護者の自己負担が無料となった。 平成22年4月から、障害者自立支援法の一部改正により、低所得（市町村民税非課税）者の自己負担が無料となった。 平成24年4月の法改正により、児童福祉法を根拠とする障害児通所支援として実施することとなった。 平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 平成27年度から、市内において、民間の放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所の新規開業が増えており、利用者、利用量ともに急増している。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	